

## 茂原都市計画地区計画の決定（茂原市決定）

都市計画富士見公園南地区地区計画を次のように決定する。

名 称	富士見公園南地区地区計画	
位 置	茂原市町保字東ノ台及び字八幡前、木崎字手矢並びに六ツ野字八貫野の各一部の区域	
面 積	約 3. 2 h a	
地区計画の 目 標	<p>本地区は、J R外房線茂原駅より北東約 1 k mに位置し、工場社宅の跡地に、民間開発により商業施設を集積した地区である。</p> <p>本市では郊外型店舗の進出の影響で、中心市街地商店街は衰退し、地域の利便性が悪化している。現在、本地区には商業店舗が立地しており、今後も中心市街地周辺部の近隣生活サービス機能の拠点として、この形態を維持・保全することを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土地利用の 方 針	<p>近隣生活サービス機能を担う商業施設が集積する地区として、利便の向上を図るとともに、周辺の住環境に配慮した商業施設の保全を図る。</p>
	建築物等の 整備方針	<p>周辺の環境と調和した良好な近隣生活サービス機能を形成するため、建物等の整備方針として以下のものを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の用途の混在を防ぎ、良好な生活環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。</li> <li>2. 安全で快適な空間を形成するため、建築物等の高さ及び建築物の建ぺい率の制限を行う。</li> <li>3. 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</li> </ol>
	緑化の方針	<p>周辺の環境と調和した緑豊かな近隣生活サービス機能を形成するため、敷地内の適正な緑化を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（宝くじ売場その他これに類するものは除く。） 3. 自動車教習所 4. 単独車庫、建築物附属自動車車庫 5. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 6. 学校、図書館その他これらに類するもの 7. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8. 集会場、結婚式場、葬祭場 9. 病院 10. 公衆浴場 11. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の3.5とする。
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しない等、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。
		緑化率の最低限度	敷地全体の7%とする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：近隣生活サービス機能の形成に純化した土地利用を図るとともに、周辺の居住環境と調和した環境づくりを行うため、地区計画を定めるものである。

# 富士見公園南地区の地区計画の決定について

茂原市告示第 88 号  
平成 28 年 5 月 27 日

